

議員提出議案第3号

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく認可外保育施設に係る
施設等利用費の支給の制限に関する条例について

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく認可外保育施設に係る施設等
利用費の支給の制限に関する条例を次のように制定する。

令和元年12月10日提出

尼崎市議会議員	松	澤	千	鶴
同	川	崎	敏	美
同	真	崎	一	子
同	徳	田		稔
同	小	村		潤
同	広	瀬	若	菜
同	武	原	正	二

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく認可外保育施設に係る
施設等利用費の支給の制限に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
(令和元年法律第7号。以下「改正法」という。)附則第4条第2
項の規定に基づき、認可外保育施設(同条第1項の規定により子ど
も・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」とい
う。)第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設をいう。
以下同じ。)に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利
用費の支給の制限について必要な事項を定めるものとする。

(認可外保育施設に係る施設等利用費の支給の制限)

第2条 認可外保育施設に係る法第30条の11第1項の規定による
施設等利用費の支給は、施設等利用給付認定子ども(法第30条の
8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同
じ。)が、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て
支援施設等である認可外保育施設のうち次条に定める基準を満たす
ものが提供する特定子ども・子育て支援(同項に規定する特定子ど

も・子育て支援をいう。以下同じ。)を受けたときに限り、行うものとする。

2 前項の規定は、この条例の施行の日から令和6年9月30日までの間に施設等利用給付認定子どもが受ける特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費について適用する。

(認可外保育施設の基準)

第3条 改正法附則第4条第2項の条例で定める基準は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。